

資金繰り問題に朗報

IT投資への支援策



経営改革を目的としたIT導入を考えたとき、気になるのは資金繰りである。そこで知っておきたいのが、中小企業向けの公的な支援策だ。施策は広範囲にわたるが、とくに耳寄りな情報をピックアップしてみよう。

まず挙げられるのは「経営革新支援法」だ。これは、「中小企業経営革新支援法」に基づき、新たな取り組みによって改革にチャレンジする中小企業を対象に補助金交付、低利融資、信用保険特例等の支援措置を行うものである。

承認を受けるには、「新しい販売方法の導入」などの目標を設定し、

付加価値額が年平均3%上昇しうる計画を立案する。ここでいう付加価値額とは、営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの。対象期間は3～5年となっている。2003年1月までに約9000企業が承認され、累計4000億円近くの貸し付けが実施されている。ただ、承認されたからといって必ず融資が受けられるとは限らない（融資元の審査が別途ある）ので、この点は注意が必要である。

「各地の中小企業支援センターで計画書作成に対しアドバイスを行っています」と中小企業庁経営支援部経営革新専門官の目下信次氏が説明するように、中小企業支援センター等の中小企業支援機関にて、計画作成に対する支援が行われている。申請書類の提出にあたっては、これをうまく利用するのが得策だろう。

一方、システム開発に対する補助金政策としては「IT活用型経営革

新モデル事業」がある。ITを活用して経営革新を実施する中小企業に対し、システム開発費や人件費などの2分1を補助するものだ。「ITコーディネータなどのコンサルティング費用も対象になる」（中小企業庁技術情報推進係長相沢一宏氏）から、心強い。採択されると必ず補助金が出るのでわかりやすいこともメリットの一つだ。しかし、募集は年1回しかなく、時期が限定されている（平成15年は5月7日締め切り）。

その他にも、電子商取引方法の習得をはじめとした「IT活用の実地研修やセミナー」、また中小企業庁からのWeb、メールマガジンによる情報提供など、利用価値の高いサービスが豊富だ。

さらに、平成15年度からは「IT投資促進税制」が適用される。これは、一定条件下の情報投資に際し、税務上の優遇措置を取るもの。これまでの類似施策に比べ、「画期的な

公的支援の紹介

措置」（前出の田中一志氏）である。IT投資促進税制については、次項で詳しく説明する。

サービス

IT研修・情報提供

使える情報が満載!!

e-中小企業庁
http://www.chusho.meti.go.jp/
ホームページ
メールマガジン

ITセミナー

e-Learning

インターネットを活用し、電子商取引を学ぶ

学べる

インターネット

電子商取引

融資、信用保証、補助金

経営革新支援法

内容：「新たな取組み」で経営改革を行う中小企業を支援

? 新たな取組みとは？

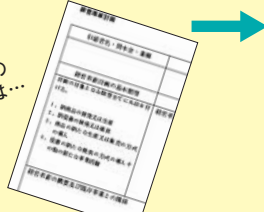
商品、役務、生産方式、販売方式など、新しい事業活動



すでに相当程度普及している方法はダメ!

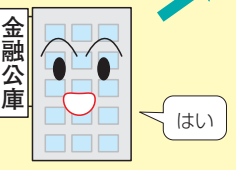
要件：経営革新計画を提出

うーむ 3年後のわが社は...



是非、中小企業支援センターやITコーディネータなどに相談を

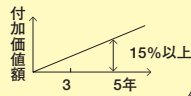
支援：低利融資、補助金、信用保険法の特例など



問い合わせ先
中小企業庁 経営支援課
経済産業局や都道府県の中小企業支援センター

計画期間

3年～5年



設備投資も評価対象に

目標

- ・付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）もしくは
- ・一人当たりの付加価値額（付加価値額／従業員数）が3年で9%以上、4年で12%以上、5年で15%以上伸びる計画

低利融資

中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫などで2.7億円を限度に

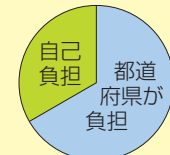
特別利率③で融資

すでに約4000億円の貸し付け実績!

補助金

新商品開発や人材養成、販路開拓などの費用を

3分の2補助



信用保険法の特例

通常枠以外に無担保保険枠8000万円などの別枠設定

約3000件の実績

注意! 承認＝融資OKではない
(金融機関には計画書提出とは別に申し込む)

補助金

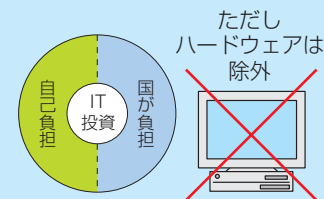
IT活用型経営革新モデル事業

内容：地域でモデルとなりうるような、ITを活用した経営革新

支援：システム開発費、人件費、コンサルティング費などの2分の1補助

選定：公募（毎年4月募集）

倍率は高く募集期間も限定されるが、採択＝補助金OK!



問い合わせ先
中小企業庁 技術課

減税

IT投資促進税制

支援：青色申告を行っている企業のIT投資に関し、

- ①取得価額10%相当額の税額控除（法人税総額の20%が上限）
- ②取得資産の50%を特別償却計上のいずれかを認める

要件：資本金3億円以下の場合*

- 毎年の取得価額合計が、ハードウェア…140万円以上、ソフトウェア…70万円以上の場合、
- リースは、ハードウェア…200万円以上、ソフトウェア…100万円以上の場合に取得額の60%相当額、がそれぞれ控除対象

の場合、

- リースは、ハードウェア…200万円以上、ソフトウェア…100万円以上の場合に取得額の60%相当額、がそれぞれ控除対象

*資本金3億円以上は取得価額が上がり、リースは対象外となる。

対象製品：コンピューター

本体はもちろん、



例) 400万円分のコンピューターをリースすると、
 $400万円 \times 60\% \times 10\% = 24万円$

税金が安く!



問い合わせ先
経済産業省 商務情報政策局